

---

出版物  
参照番号

EA-7/04

---

# 認定を受けた ISO 14001:2004 認証の 一部としての 法的要求事項の順守

邦 訳 版

## 目的

この文書の本文は、European co-operation for Accreditation (EA) (欧州認定機関協力機構) の作業グループが作成した。この文書の目的は、組織が取得している、認定を受けた ISO 14001:2004 環境マネジメントシステム (EMS) 認証と、適用可能な環境要求事項をその組織が順守している程度との関係について有益な情報を提供することである。この文書は、2007 年 2 月に EA により承認された。

**著作**

この出版物は、EA の認証委員会により作成された。

**公用語**

本文は、必要に応じて、他の言語に翻訳できるが、英語版に最終の権威がある。

**著作権**

この本文の著作権は EA が保有している。再販を目的にこの本文を複写することはできない。

**詳細情報**

この出版物に関する詳細情報については、EA メンバー、又は EA 事務局：[secretariat.EA@cofrac.fr](mailto:secretariat.EA@cofrac.fr) に連絡されたい。

最新情報については、EA のウェブサイト：<http://www.european-accreditation.org/> でチェックされたい。

承認日:2007年2月25日

実施日:2007年3月20日

分類: 2

## 目次

1	序文	4
2	法的要求事項順守に関連する ISO 14001:2004 の要求事項	5
3	法的要求事項順守について、認証機関はどのように EMS を審査することが望ましいか	6
3.1	公の環境方針における法的要求事項順守に対するコミットメント (4.2 項)	7
3.2	法的要求事項の特定及び参照 (4.3.2 a)項)	7
3.3	法的要求事項が組織の環境側面にどのように適用されるか (4.3.2 b)項)	8
3.4	目的、目標及び実施計画 (4.3.3 項)	8
3.5	運用管理 (4.4.6 項)	8
3.6	監視及び測定 (4.5.1 項)	9
3.7	法的要求事項の順守評価 (4.5.2 項)	9
3.8	必要な場合の是正処置及び予防処置 (4.5.3 項)	10
3.9	内部監査 (4.5.5 項)	11
3.10	マネジメントレビュー (4.6 項)	11
4	法令順守に係わる、認証の決定のための基準	11
5	まとめ	12
	附属書 1 - 用語集	14
	附属書 2 - 参考文献	15

## 1 序文

- 1.1. この文書は、組織が取得している、認定を受けた環境マネジメントシステム（EMS）認証と、適用可能な環境要求事項をその組織が順守している程度との関係について有益な情報を提供することを意図している。

この文書が対象としている読者は、EMS をもつか又は実施している組織、政府当局、環境規制当局、認定機関、認定を受けた認証機関（又は適合性評価機関：CAB）及びその他のステークホルダーなどである。

- 1.2 旧国際規格 ISO 14001:1996 が発行されて以来 10 年が過ぎ、ISO 14001:2004<sup>1</sup> に置き換えられたが、EMS の主要目的が、組織の直接的、間接的な環境側面及びそれに伴う影響について、それらが法的要求事項に関連しているか否かによらず、組織の環境パフォーマンスを改善することにあることに変わりはない。

このようにして改善された環境パフォーマンスの一部として、規格に適合した EMS を実施、維持してきた結果、法的要求事項の順守を達成、維持してきた組織の事例が数多くある。

- 1.3 国及び地域の政府及び環境規制当局もまた、EMS の実施、維持が、環境パフォーマンス向上に潜在的に寄与してきたことを認識している。

EMS が、特定の環境法令との関係において、又は環境規制当局により課せられた条件として利用されてきた事例は多い。EMS の実施及び維持に関しては、規制監督の緩みについての関心が高まってきている。

- 1.4 法的要求事項の順守は、「適用可能な環境法令の完全な実施。要求事項が満足され、望ましい変化が達成されたときに順守となる」<sup>2</sup>と定義されている。

環境規制のサイクルにはさまざまな段階があり、少なくとも、以下の段階が含まれる。

- 法令の整備
- 環境上の許可の発行（例、免許・認可など）
- 実施
- 順守の点検（例、検査）
- 順守違反状況下における強制措置

これらの各段階に対する理解と実施状況については、国によって異なるかもしれない。

組織と環境規制当局との間のインターフェースに関して法的要求事項が順守されている状況というのは、組織が対応を求められるような強制的な措置が現にとられていたり、又はそのような措置がとられることが組織によって予期されている状況にはないことと理解できる。これらの強制措置には、警告、順守命令及び禁止通告、更には、行政措置、刑事訴訟又は民事訴訟が含まれるかもしれない。

- 1.5 しかしながら、利害関係者の懸念が広範囲なものとなるにつれ、環境規制当局の見解に関らずに、適用可能な法的要求事項への完全な順守が利害関係者の期待であろう。
- 1.6 ISO 14001:2004 の要求事項に対する EMS の認証は、法的要求事項の順守を保証するものではないが、（その点については、政府又はその他の種類の管理及び / 又は法的要求事項の順守検査を含むその他の管理手段についても同じだが）、認証は、このような法的要求事項の順守を達成し維持するための、証明された効率的なツールである。

認定を受けた ISO 14001:2004 の認証は、組織が、法的要求事項の順守を含む方針のコミットメントの実施を確実にするために、実証できる形で有効な EMS を保有していることを独立した第三者（認証機関）が評価し確認していることを、実証するものであることが望ましい。

適用可能な法的要求事項に対して、顕在化している又は潜在的な順守違反は、組織内部における運営管理の欠如を示すものであり、当該 EMS 及び規格への適合が注意深くレビューされることが望ましい。

- 1.7 法的要求事項の順守が、EMS が有効であるか否かを決定する唯一の決定要因ではないということは認識されている。しかし、EMS は、環境リスクを管理するための重要なツールであり、順守違反があった場合にもたらされる法的制裁のような結果 / 影響は、少なくとも四つある潜在的な結果 / 影響の一つでしかない。

他の三つは以下の通りである。

1. 環境への結果 / 影響（例えば、生態・環境への被害）
2. ステークホルダーへの結果 / 影響（例えば、企業の評価低下）、及び
3. 事業への結果 / 影響（例えば、財政状態、競争力の悪化）

- 1.8 この文書は、EA 文書として発行されている。したがって、EA 相互承認（MLA）加盟の認定機関メンバーが EMS 認証に対して持っている共通の理解を反映して書かれている。欧州以外の地域では、この文書に記述されている見解に対して別の理解がされているかもしれないということは認識されている。
- 1.9 この文書は、ISO 14001:2004 の要求事項の解釈を作成しようとするものではなく、法的要求事項順守に直接関係する当該国際規格の要求事項を特定し、ステークホルダー及び利害関係者がもつ合理的な期待に応えるためには、認定を受けた認証プロセスが何を取り扱うことが望ましいかを探るものである。

## 2 法的要求事項順守に関連する ISO 14001:2004 の要求事項

- 2.1 ISO 14001:2004 は、組織が、その環境方針において、組織の環境側面に関係して適用可能な法的要求事項を順守する“コミットメント”を行うことを要求している。組織は、このコミットメントの実現と整合して、適用可能な法的要求事項の順守を定期的に評価するための手順を確立し、実施し、維持しなければならない。

2.2 ISO 14001:2004 の特定の条項で、法的要求事項の順守に関連する最も重要な条項は、次の EMS 要素である。

- 1) 公にされる環境方針の中での、法的要求事項順守に対するコミットメント (4.2 項)、
- 2) 組織の環境側面に関係して適用可能な法的要求事項及びその他の要求事項の特定及び参照 (4.3.2 a)項)、
- 3) これらの法的要求事項を組織の環境側面にどのように適用するか (4.3.2 b)項)、
- 4) 目的、目標及び実施計画 (4.3.3 項)
- 5) 法的義務事項をどのように定常的に管理、監視するか (4.4.6 及び 4.5.1 項)、
- 6) 法的要求事項の順守の評価 (4.5.2 項)、
- 7) 必要な場合は是正処置及び予防処置 (4.5.3 項)、
- 8) 内部監査 (4.5.5 項)、及び
- 9) マネジメントレビュー (4.6 項)。

### 3 法的要求事項順守について、認証機関はどのように EMS を審査することが望ましいか

3.0.1 認証審査プロセスを通して、認証機関は、法的要求事項の順守と関連づけて、組織の ISO 14001:2004 要求事項の適合を評価しなければならない。そして、その適合が確定できるまで、認証を授与しないことが望ましい。

認証後に認証機関によって行われるサーベイランス及び再認証審査は、上記の審査方法と整合していなければならない。

3.0.2. 主に事務所での文書及び記録のレビューと通常業務遂行中に行われる EMS 実施状況の評価との間のバランスに関して、認証機関は、EMS の有効性の適切な審査が実施されることを確実にすること。

3.0.3. その相対的な比率がどうあるべきかを決定する公式はない。状況は、組織ごとに異なるからである。しかしながら、審査工数のうち事務所でのレビューに使われる割合が多すぎるという問題が、ある頻度で起きていることを示す事実がある。このことから、法的要求事項の順守問題に係る EMS の有効性の審査が不適切ものになる可能性があり、また、パフォーマンスが不十分でも見過ごされる可能性があることから、認証プロセスに対するステークホルダーの信頼を失うことになりかねない。

認証機関は、適切なサーベイランス審査プログラムによって、認証サイクルの期間、通常 3 年間であるが、適合が維持されていることを保証すること。認証機関の審査員は、法的要求事項順守の管理状況を、計画又は予期されている結果のみに頼らず、実証されたシステムの実施状況に基づいて検証しなければならない。

3.0.4. 法的要求事項順守に対する初期の又は継続的なコミットメントを、後述する主要な要素を通して実証することができない組織は、ISO 14001:2004 の要求事項を満たしているとして認証されたり、又は認証を継続されたりしてはならない。

- 3.0.5. 意図的な又は定常的な順守違反は、法的要求事項順守を達成するための方針に対するコミットメントの重大な不履行と見なされなければならない、認証を授与しない、又は既存の ISO 14001 登録証を一時停止又は取消しすることが望ましい。

この文書の以降の条項では、法的要求事項の順守に関して、認証機関が EMS を評価するに際して、合理的な範囲で認証機関に期待されている事項を明確にする。

### 3.1 公の環境方針における法的要求事項順守に対するコミットメント (4.2 項)

- 3.1.1. 認証機関は、以下の特定の事項が、組織の環境方針の声明に関して実証されているか否かを決定しなければならない。

- 1) 方針が存在すること、
- 2) それが、ISO 14001:2004 の 4.2 項の要求事項を満たしていること。具体的には、
- 3) 適用可能な法的要求事項及びその他の要求事項の順守に対するコミットメントを含む、
- 4) それが組織で働く又は組織のために働く従業員及びその他の人に周知されていること、及び
- 5) 一般の人々が入手可能であること、
- 6) トップマネジメントが承認及び支援していること、並びに
- 7) その適切性、妥当性及び有効性について定期的なマネジメントレビューを受けていること。

### 3.2 法的要求事項の特定及び参照 (4.3.2 a)項)

- 3.2.1. 認証機関は、組織がマネジメントシステムを開発し管理しているという客観的証拠を確定させるために、また順守の完全な評価を可能にするために、組織の環境側面に関係した特定の適用可能な法的要求事項のすべてを特定し、参照できるようにしているか否かを判定しなければならない。(4.5.2 項参照)
- 3.2.2. 更に、認証機関は、これらの法的要求事項を特定する組織の活動が、新しい要求事項又は変更された要求事項を特定し、EMS への変更が生じればそれを実施するために、定期的なレビューにより維持されていることを検証しなければならない。
- 3.2.3. 認証機関は、適用可能な法的要求事項を特定し参照する組織の活動が、完全であることを点検しなければならない。認証機関には、組織が特定した法的要求事項が、間違いのない最終的又は決定的なものであることを承認する責任はない。この特定と参照に対する単独責任は、組織にある。
- 3.2.4. 認証機関の審査チームには、組織の所在地及び環境側面に関する適用可能な法的要求事項に対する関連知識があり、それにより、特定されている組織に対する法的要求事項の参照においての間違い又は遺漏及び欠陥を特定する力量がなければならない。

### 3.3 法的要求事項が組織の環境側面にどのように適用されるか (4.3.2 項)

- 3.3.1. 現地審査において、認証機関は、著しい環境側面、並びに地域、国及び地方の法的要求事項の具体的事例を考慮することにより、組織が適用可能な法的要求事項を順守していることを検証しなければならない。
- 3.3.2. 認証機関は、以下の事項を審査しなければならない。
- 1) 法的要求事項が、組織の環境側面にどのように適用されるかについて、組織が明確にしているか否か、及び
  - 2) その法的要求事項を、EMS 及びそれに基づく管理方策の確立、実施及び維持に当たって考慮しているか否か。
- 3.3.3. 審査は、環境法令順守が実現されていることを確認するために、サンプリング手法を用いたリスクに基づく評価を通して、環境規制当局の許可及びその他の適用可能な法令による管理を受けている活動を調査することにより行われることが望ましい。
- 3.3.4. 認証機関の審査では、EMS が法的要求事項の順守を達成できるということを確定させなければならない。これは、著しい環境側面の事例の審査から EMS を遡って特定の法的要求事項に至る審査証拠の追跡、又はその反対に、法的要求事項のサンプリングから EMS を通して著しい環境側面へ至る審査証拠の追跡のいずれかを用いて、組織の運用活動とその周辺を対象とした直接の現地審査で証拠を追跡することで達成可能かもしれない。

### 3.4 目的、目標及び実施計画 (4.3.3 項)

- 3.4.1. 目的及び目標及びそれを支える実施計画は、法的要求事項順守という問題を越えて、又は法的要求事項が存在しない分野（例えば、製造又は製品関連の側面におけるエネルギー消費）においても、組織の環境パフォーマンスを改善するために設定され、実施される。
- 3.4.2. 目的及び目標は、その他にも、法的要求事項の順守違反という環境リスクを管理するための環境方針のツールにもなり得る。例えば、将来の法的要求事項の実施に備えた計画作成時に、又は単発的な若しくは散発的な法的要求事項の順守違反が発生した場合に、目的、目標及び実施計画は、統制の取れた及び/又は管理された方法で順守違反を解決するための適切な方法になり得る。しかしながら、法的要求事項順守の達成という一般的な目的だけに依存しすぎると、規格に適合しない可能性が高くなる。
- 3.4.3. 認証機関は、EMS にて設定、実施及び維持されている目的、目標及び実施計画が、現行の法的要求事項及び、マネジメントレビューで特定された、変化している周囲の状況を考慮しているか否かを判定しなければならない。(4.6 項)

### 3.5 運用管理 (4.4.6 項)



- 3.5.1. 運用管理は、組織の運用活動及び環境への排出の管理の基本的な部分であり、法的要求事項順守の達成に直接的な影響がある。
- 3.5.2. 環境方針及び法的要求事項順守に対するコミットメントと整合した、特定された著しい環境側面に関連する運用活動を、組織が特定し計画していることを、認証機関は確認しなければならない。

文書化された手順は、もしそれが無い場合、法的要求事項の順守から逸脱するかもしれない状況を管理し、法的要求事項の順守に整合した運用基準を明記していることが望ましい。

- 3.5.3. これらの手順は、請負者を含めて、供給者に適用可能な手順及び要求事項を伝達することを考慮していることが望ましい。

### 3.6 監視及び測定（4.5.1 項）

- 3.6.1 監視及び測定は、運用管理の重要な部分である。したがって、この分野の審査は、法的要求事項の順守のために重要である。監視及び測定からのアウトプットは、順守評価（4.5.2 項）及び是正処置及び予防処置（4.5.3 項）のためのデータを提供してくれる。
- 3.6.2 法的要求事項に対する順守違反が発見された場合、組織は、直ちに是正処置（根本原因分析、修正及び再発防止の方策を含む）を取ることを求められる。これには、特定の法的要求事項の内容とその順守違反の程度によっては、環境規制当局に順守違反を直ちに報告するという処置が含まれることもある。
- 3.6.3 認証機関は、取られた是正処置及び、必要な場合、取られた予防処置が、当該順守違反による環境影響の性質及び大きさに対して、効果的かつ時宜を得たものであったか否かを審査しなければならない。

### 3.7 法的要求事項の順守評価（4.5.2 項）

- 3.7.1. 認証機関の審査員は、EMS が、ISO 14001:2004 の要求事項に適合していることを審査することが要求されている。法的要求事項順守を直接的に評価することは要求されていない。なぜなら、それは、この 4.5.2 項が組織に対する要求事項だからである。また、認証機関の審査員は、法令順守審査を実施することも要求されていない。それは、環境規制当局又は法令順守審査目的に特化した契約審査員 / 検査員の役割である。
- 3.7.2. 組織が、定期的にすべての適用可能な法的要求事項の順守を個別に評価すること、及び順守状況を自覚していることを確実にするのは、組織の責任であり、また、EMS の機能の一つである。ISO 14001:2004 の要求事項を満たしているとして認証を受けている EMS に対しては、組織の法令順守状況を特定できているはずとの期待がある。
- 3.7.3. 認証機関は、組織が、必要な手順を確立していて、個々の適用可能な法的要求事項の順守評価を完全に済ませているか否かを判定することが望ましい。この審査の一つの鍵となる要素は、法的要求事項及びその適用に関する順守評価を実施している個人の力量であるとするこ

とが望ましい（したがって、ISO 14001:2004 の 4.4.2 項も法的要求事項の順守に間接的に関係している）。

3.7.4. 認証機関は、以下の活動を通して、評価内容の有効性を審査することが望ましい。

- 1) 特定の法的要求事項の複数事例を取り上げ、それに対して組織が順守していると決定した案件をサンプリングする。
- 2) 他の審査活動（現地審査、運用管理の審査など）の中で、順守又は順守違反の証拠を探す。
- 3) 組織が行った順守評価が、特定された法的要求事項のすべてを網羅しているかを点検する。
- 4) 評価の能力（関与している要員の力量、組織の活動と関係した評価の範囲など）を検証する。

3.7.5 組織の評価内容の適合性及び順守状況は、現地での観察、特定の順守違反事例の報告書、環境規制当局による報告書及び ISO 14001:2004 の 4.6 項マネジメントレビューに規定されている事項を含む数多くの情報源から判定することができる。

3.7.6 認証機関は、認証審査の際に EMS のいくつかの部分のサンプリングするため、及び組織にとって法的要求事項の順守が重要な意味合いをもつ環境側面（例えば、高額の罰金、役員及び経営層の禁固を引き起こす可能性がある領域、又はステークホルダー及び/又はコミュニケーションの問題を生じるかもしれない領域）に的を絞るために、リスクマネジメントの技法を利用できる。

### 3.8 必要な場合の是正処置及び予防処置（4.5.3 項）

3.8.1. 組織は、その EMS を通して、統制管理のできている方法により、順守違反を解決する能力があることを実証することが望ましい。

3.8.2. 認証機関は、組織が、適切な是正処置の手順を開発しているということ、また、順守違反が、EMS の中で、是正処置及び予防処置を通して管理されているということを確認させなければならない。そのような繋がりが欠如している場合は、認証機関は、EMS の総合的な有効性、並びに組織の環境方針、目的及び目標を支える能力について懸念をもつことが望ましい。

3.8.3. 組織が取った是正処置は、順守違反の大きさに対して適切なものであることが望ましい。その大きさが、順守違反を修正する組織の能力を超えている場合は、その順守違反を環境規制当局に直ちに通知すること、更には、順守状態に戻すために必要な処置（例えば、行動計画）及び環境への危害を緩和するために必要な処置についての合意を取り決めることが望ましい。

3.8.4. 認証機関は、少なくとも、ISO 14001:2004 の 4.3.2. a)、b)項及び 4.5.2 項への適合に関して、上記の状況を審査するのが望ましい。認証機関が想定している環境リスクの水準及び利害関係者にとっての登録証の価値の面から、認証の信頼性に対する結果が分析されることが望ましい。

- 3.8.5. 認証機関は、組織が、完全な順守状態に戻すための合意された是正処置計画を実施することについて、環境規制当局から文書化された合意を得ていることを確認するのが望ましい。この合意がある場合には、組織が環境方針で表明した、適用可能な法的要求事項順守に対するコミットメントに適合していると考えられることができる。

### 3.9 内部監査（4.5.5 項）

- 3.9.1. 認証機関は、組織の内部監査が、環境側面に関連する法的要求事項順守に対する組織のコミットメントを監査するようになっていることを確定させなければならない。
- 3.9.2. 組織の内部監査を認証機関が審査するに当たっては、当該審査が、この文書で特定されているすべての問題を網羅していることが期待されている。
- 3.9.3. 認証機関は、組織の内部監査において、適用可能な法的要求事項に対する法的順守状況を組織がどの程度まで評価したかが監査されること、また、それらの要求事項を組織が特定する手順が有効、かつ強固なものであることを確実にしなければならない。
- 3.9.4. 内部監査の結果だけが、法的要求事項の順守評価（4.5.2 項）に関する情報源ではない。内部監査の焦点とは、EMS の適合性並びにその適切な実施及び維持に焦点を当てることである。

これは、組織が受ける法的要求事項の順守監査又は組織が外部へ委託し得る別途の順守評価とは区別するのが望ましい。法的要求事項の順守監査の結果は、ISO 14001:2004 の 4.5.2 項における法的要求事項の順守評価に対するインプットとなり得るし、次には、マネジメントレビューのインプットにもなり得る。

### 3.10 マネジメントレビュー（4.6 項）

- 3.10.1. 認証機関は、組織が、そのマネジメントレビューに順守評価（4.5.2 項）の結果を含めたか否かを確定させることが望ましい。これは、トップマネジメントが、潜在的又は現実の順守違反のリスクを自覚していること、及び組織の法的要求事項順守に対するコミットメントに適合するための適切な段階を踏んだことを確実にするためである。
- 3.10.2. 認証機関は、組織のマネジメントレビューにおいて、環境側面に関係した法的及びその他の要求事項の進展を含む、変化している周囲の状況がレビューされたということを確定させなければならない。

## 4 法令順守に係わる、認証の決定のための基準

- 4.1 EMS 規格への適合を主張する組織に対しては、そのステークホルダー及び利害関係者は、法的要求事項の完全な順守を期待している。この分野における認定を受けた認証に対して受

け止められている価値は、法的要求事項の順守との関係で、利害関係者の得た満足度に密接に関連している。

- 4.2 組織は、認証機関が認証を授与する以前に、自らの順守評価によって環境の法的要求事項を順守できていることを実証できることが望ましい。
- 4.3 組織が、法的要求事項の順守ができていない場合には、完全な順守を達成するための計画について、環境規制当局との文書化された合意を実証できることが望ましい。この計画を成功裏に実施できることが、マネジメントシステムにおける優先課題であると考えられることが望ましい。
- 4.4 例外的に、法的要求事項の順守ができていない場合でも、認証機関は認証を授与することができるが、上記の文書化された合意が完全に実施されることにより、要求されている順守を達成する能力が EMS にあることを確認するための客観的な証拠を探さなければならない。

## 5. まとめ

- 5.1 組織の EMS の認定を受けている認証は、ISO 14001:2004 の要求事項に適合していることを示すものであり、それには、適用可能な法的要求事項順守に対する、実証された有効なコミットメントを含んでいる。
- 5.2 組織による法的要求事項の順守の管理は、EMS 審査の重要な構成要素であるが、その管理は組織の責任である。
- 5.3 認証機関の審査員は環境規制当局の検査員ではないことを強調しておきたい。審査員は、法的要求事項の順守の「声明書」又は「宣言書」を提供しないことが望ましい。しかしながら、彼らは、ISO 14001:2004 への適合を審査するために「法的要求事項の順守評価の内容を検証すること」はできる。
- 5.4 ISO 14001:2004 の要求事項を履行しているとする認定を受けた EMS 認証は、法的要求事項順守の絶対的な及び継続した保証にはなり得ないが、他の認証又は法的スキームも継続的な法的要求事項順守を保証することができるわけではない。しかしながら、EMS は、法的要求事項の順守を達成し維持するための立証された効率的なツールであり、トップマネジメントに、組織の順守状況について、関連する適時の情報を提供してくれる。
- 5.5 ISO 14001:2004 は、法的要求事項の順守に対する公のコミットメントを要求している。組織は、認証機関が認証を授与する以前に、自らの順守評価により、適用可能な法的要求事項を順守できることを実証できることが望ましい。
- 5.6 ISO 14001:2004 の要求事項を履行しているとする EMS の認証は、環境マネジメントシステムが、法的要求事項の順守を含み、その方針のコミットメントを達成することにおいて有効であることをすでに示したことを確認するものであり、組織の継続した法的要求事項の順守のための支持基盤を提供するものである。

- 5.7 認定を受けた EMS 認証についての上記特性に対する利害関係者及びステークホルダーの信頼を維持するために、認証機関は、認証を授与又は維持する前に、システムが有効性を実証しているという確証を与えること。
- 5.8 EMS は、組織とその環境規制当局との間の対話のツールとしての役割を果たすことができる。また、信頼し合うパートナーとしての基礎を形成し、歴史的に言われてきた「彼らと我々」という敵対的な関係に取って代わるものとなり得る。

環境規制当局及び一般の人々が、認定を受けた ISO 14001:2004 登録証を保有している組織に対する信頼をもち、組織が法的要求事項の順守を定常的に一貫して管理する能力があると受け止めることができることが望ましい。

## 附属書 1 - 用語集

この文書では、以下の用語を使用する。

“EMS” は、ISO 14001:2004 の要求事項に適合している環境マネジメントシステムを表すために使用される。

“認証機関” は、ISO 14001:2004 に対する適合性評価サービスを実施する適合性評価機関 (CAB) を意味する。

“認定” は、適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明を意味する。

“法的要求事項” は、組織の環境側面及びそれに伴う影響に関連する適用可能な法的要求事項を指している。

“適合” は、該当する場合、組織の EMS が、ISO 14001:2004 の要求事項に適合していること、又は認証機関が、EA-7/02:ガイドライン<sup>v</sup>と関係する ISO/IEC ガイド 66:1999 (E)<sup>iii</sup> (又はその後継国際規格である ISO/IEC 17021:2006<sup>iv</sup>) に適合していることを意味する。

“順守” は、組織による、適用可能な法的要求事項の順守を意味する。

## 附属書 2 - 参考文献

- i ISO 14001:2004 - *Environmental management systems - Requirements*  
環境マネジメントシステム－要求事項
- ii ‘Principles of Environmental Enforcement’ (Implementation and Enforcement of Environmental Law (IMPEL), 1992) can be found at:  
環境施行の原則 (環境法の実施及び施行 (IMPEL), 1992) は、次のサイトで見出すことが可能:  
<http://europa.eu.int/comm/environment/impel>
- iii ISO/IEC Guide 66:1999(E) - General requirements for bodies operating assessment and certification/registration of environmental management systems (EMS).  
環境マネジメントシステム (EMS) の審査登録機関に対する一般要求事項
- iv ISO/IEC 17021:2006 - Conformity assessment Requirements for bodies providing audit and certification of management systems.  
適合性評価 マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
- v EA-7/02 Guidelines for the Accreditation of Certification Bodies for Environmental Management System (International Accreditation Forum Guidance on the Application of ISO / IEC Guide 66 (IAF GD6:2006, Issue 4) available from  
環境マネジメントシステム認証機関の認定に関する指針 EA-7/02 は、次のサイトで入手可能：  
[www.european-accreditation.org](http://www.european-accreditation.org)

この文書で参照している国際規格は、国際標準化機構[www.iso.org](http://www.iso.org)が出版しており、各国の国家規格作成機関から入手できる。